



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*32 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年・男女共同参画課)..... 1

○ 告示

- 727 次期予算編成支援システム開発・運用委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (財政課)..... 3
- 728 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 5
- 729 " ( " )..... 6
- 730 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定の辞退 (障害福祉課)..... 6
- 731 県営中山間総合整備事業吉原地区の土地改良事業計画の変更 (農業農村整備課)..... 6
- 732 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)..... 7
- 733 " ( " )..... 7
- 734 " ( " )..... 7
- 735 道路の区域変更 (道路保全課)..... 7
- 736 道路の供用開始 ( " )..... 8
- 737 道路の区域変更 ( " )..... 8
- 738 道路の供用開始 ( " )..... 9

○ 公告

- 入札公告 (財政課)..... 9
- 職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課)..... 12

## 規 則

### 和歌山県規則第32号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則(昭和54年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号イ中「りょう辱行為」を「陵辱行為」に改め、同条第6項中「がん具」を「玩具」に改める。

第9条を第15条とし、第8条を第9条とし、同条の次に次の5条を加える。

(フィルタリングサービスを利用しない正当な理由)

第10条 条例第21条の7第2項第3号に規定する規則で定める正当な理由は、フィルタリングサービスを利用しないことについてやむを得ないと認められる理由として知事が別に定めるものとする。

(知事の意見)

第11条 知事は、条例第21条の7第3項の規定により意見を求められたときは、書面によりこれを述べるものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、電話、面接その他知事が別に定める方法により行うことができる。

(公表の事項等)

第12条 条例第21条の8第3項及び第21条の9第5項の規定による公表は、次に掲げる事項を和歌山県報への掲載その他広く県民に周知できる方法により行うものとする。

- (1) 公表に係る者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告した内容及び勧告に従わなかった事実
- (3) その他知事が必要と認める事項

(携帯電話インターネット事業者の説明すべき事項)

第13条 条例第21条の9第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が有害情報を閲覧する機会が生じること。
- (2) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪による被害を受け、又は犯罪を誘発するおそれがあること。
- (3) 携帯電話インターネット事業者が提供するフィルタリングサービスの内容
- (4) 携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末等が備える通信機能
- (5) 保護者が、フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、条例第21条の7第2項各号のいずれかに該当することを記載した書面を携帯電話インターネット事業者に提出しなければならないこと。

(書面の保存等)

第14条 条例第21条の9第3項に規定する規則で定める日は、携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が満18歳に達する日とする。

2 条例第21条の9第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるいずれかの事項とする。

- (1) 就労している青少年が、フィルタリングサービスを利用した場合に当該青少年の就労に著しい支障が生じること。
- (2) 障害を有する又は病気にかかっている青少年が、フィルタリングサービスを利用した場合に当該青少年の日常生活に著しい支障が生じること。
- (3) 第10条に規定するフィルタリングサービスを利用しないことについてやむを得ないと認められる理由として知事が別に定めるもの

3 条例第21条の9第3項に規定する規則で定める電磁的記録は、当該電磁的記録に記録されている事項を閲覧し、用紙に出力し、その他適切な方法により確認することができるものをいう。

第7条第2項中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改め、同条を第8条とする。

第6条第2項第1号中「外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記事項証明書」を「法人にあっては、登記事項証明書」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「第14条第2項」を「第14条第4項」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(年齢を確認するための書類)

第4条 条例第14条第2項（条例第15条第2項、第16条第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- (1) 自動車又は原動機付自転車の運転免許証
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設が発行する学生証で、本人の年齢が確認できるもの
- (3) 健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証又は共済組合員証
- (4) 国民年金手帳又は国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券
- (6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード（住民基本

台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2の様式によるものに限る。）

(7) その他本人の年齢を確認することができる書類で知事が別に定めるもの

別記第1号様式中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

別記第2号様式中「（第5条関係）」を「（第6条関係）」に改める。

別記第3号様式中「（第6条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同様式（裏）備考1（1）中「外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記簿謄本」を「法人にあっては、登記事項証明書」に改める。

別記第4号様式中「（第6条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同様式備考1（1）中「外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記簿謄本」を「法人にあっては、登記事項証明書」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「（第6条関係）」を「（第7条関係）」に改める。

別記第7号様式中「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に改める。

別記第8号様式中「（第9条関係）」を「（第15条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定（「外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記事項証明書」を「法人にあっては、登記事項証明書」に改める部分に限る。）、別記第3号様式の改正規定（「外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記簿謄本」を「法人にあっては、登記事項証明書」に改める部分に限る。）及び別記第4号様式の改正規定（「外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記簿謄本」を「法人にあっては、登記事項証明書」に改める部分に限る。）は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付している改正前の和歌山県青少年健全育成条例施行規則（次項において「旧規則」という。）第6条第6項の規定による届出済証は、改正後の和歌山県青少年健全育成条例施行規則（次項において「新規則」という。）第7条第6項の規定による届出済証とみなす。

3 この規則の施行の際現に交付している旧規則第9条第2項の規定による証明書は、新規則第15条第2項の規定による証明書とみなす。

## 告 示

### 和歌山県告示第727号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次期予算編成支援システム開発・運用委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成24年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度

平成24年度から平成30年度まで

(2) 調達業務の名称

次期予算編成支援システム開発・運用委託業務

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受け

たものとする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。
- (2) 仕様書第2章1.2(2)2)及び3)に掲げる受託者要件及び作業従事者要件を満たすものであること。コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たすものであること。
- (3) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)6情報処理(小分類)1システム分析・開発」、「(大分類)6情報処理(小分類)2システム運用・保守」及び「(大分類)6情報処理(小分類)5ハードウェア保守」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもってイからサまでの書類の提出に代えることができる。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 個人にあつては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 2の(2)に係る受託者要件及び作業従事者要件に関する書類

ス 作業実施計画書

セ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) (1)のア、イ、ウ、エ、オ、シ、ス及びセに掲げる申請書類については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成24年6月19日(火)から同年7月12日(木)までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札参加資格審査及び入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成24年7月11日(水)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局財政課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

### 4 入札参加資格審査及び入札説明会

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館5階

財政課分室

- (2) 日時

平成24年7月2日（月）午後2時から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成24年7月3日（火）から同月12日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類は、持参により提出しなければならないものとする。

6 資格審査申請に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

和歌山県総務部総務管理局財政課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

和歌山県総務部総務管理局財政課

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2161

ファクシミリ番号 073-422-8384

e-mail e0104001@pref.wakayama.lg.jp

7 資格審査申請書類に使用する言語

資格申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成24年7月19日（木）までに通知する。コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) この一般競争入札について参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成24年7月23日（月）午後5時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成24年7月27日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第728号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年8月4日まで縦覧に供する。

平成24年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月4日

2 名称

特定非営利活動法人たけのこ

3 代表者の氏名

峯本みどり

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡白浜町1252番地3

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、地域福祉活動に関する事業を行い、地域福祉活動の推進に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第729号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年8月6日まで縦覧に供する。

平成24年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成24年6月6日

## 2 名称

特定非営利活動法人燦愛福祉会

## 3 代表者の氏名

岡本薫

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市湊本町一丁目10番地の1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者福祉サービス事業を行い、常に適切かつ有効な支援を創造し、多様なサービスが障害者の意向を尊重して提供されるよう創意工夫することにより、障害者が尊厳を保ちつつ地域で自立して豊かに暮らしていけるように支援し、障害者とその家族が安心して暮らして行くための支援を推進すると共に、特に自閉症の人に対する支援の拠点として特殊化した支援の構築と発信に努め、社会資源の一つとして地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第730号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の14の規定による指定知的障害児施設等の指定の辞退について、次のとおり届出があったので公示する。

平成24年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事業所の所在地     | 支援の種類     | 事業者の名称          | 事業者の主たる事務所の所在地   | 辞退年月日     |
|------------|--------|-------------|-----------|-----------------|------------------|-----------|
| 3050100084 | 有功ヶ丘学園 | 和歌山市園部381-2 | 盲ろうあ児施設支援 | 社会福祉法人和歌山県福祉事業団 | 西牟婁郡上富田町岩田2456-1 | 平成24.3.31 |

## 和歌山県告示第731号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営中山間総合整備事業吉原地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

県営中山間総合整備事業吉原地区の土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成24年6月20日から平成24年7月18日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、伊都振興局地域振興部農地課、橋本市経済部農林整備課

---

和歌山県告示第732号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町栗栖川字滝尻1235の7
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由 道路用地とするため

---

和歌山県告示第733号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町真砂字川向319の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

---

和歌山県告示第734号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町真砂字門谷317、中辺路町栗栖川字籾生1243の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

和歌山県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成24年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

| 区 間  | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考 |
|--|------|----------------------|-------------|-----|
| 日高郡日高川町大字滝頭字黒川<br>278番1地先から同町大字熊野川<br>字黒川846番1地先まで | 旧    | 8.80<br>}<br>16.90   | 220.00      |     |
| 同上   | 新    | 19.10<br>}<br>29.50  | 220.00      |     |

**和歌山県告示第736号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡日高川町大字滝頭字黒川278番1地先から同町大字熊野川字黒川846番1地先まで

供用開始の期日 平成24年6月19日

**和歌山県告示第737号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 垣内貴志川線

| 区 間  | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考 |
|--|------|----------------------|-------------|-----|
| 紀の川市桃山町野田原字隠田17<br>74番1地先から同市桃山町野田<br>原字隠田1773番1地先まで | 旧    | 3.95<br>}<br>7.06    | 58.03       |     |
| 同上   | 新    | 7.06<br>}<br>32.26   | 61.74       |     |

## 和歌山県告示第738号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 垣内貴志川線

供用開始の区間 紀の川市桃山町野田原字隠田1774番1地先から同市桃山町野田原字隠田1773番1地先まで

供用開始の期日 平成24年6月19日

## 公 告

## 入 札 公 告

次期予算編成支援システム開発・運用委託業務に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成24年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達年度

平成24年度から平成30年度まで

## (2) 調達業務の名称

次期予算編成支援システム開発・運用委託業務

## (3) 調達業務の内容

システム設計・開発、システム運用保守及び機器のリース

## (4) 業務を調達する部局

和歌山県総務部総務管理局財政課

## (5) 業務の期間（契約期間）

契約日から平成30年9月30日（日）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成24年和歌山県告示第727号で定めた次期予算編成支援システム開発・運用委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査方法等によるものとする。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

和歌山県総務部総務管理局財政課

## (2) 期間

平成24年6月19日（火）から同年7月27日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで

## 4 入札説明書を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の(1)に同じ。

## (2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、6に掲げる入札参加資格審査及び入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成24年7月23日(月)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局財政課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

## 5 基本設計書等参考図書の閲覧場所及び閲覧期間

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

和歌山県総務部総務管理局財政課

## (2) 期間

平成24年6月19日(火)から同年7月27日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

## 6 入札参加資格審査及び入札説明会

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館5階

財政課分室

## (2) 日時

平成24年7月2日(月)午後2時から

## 7 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館5階

財政課分室

## イ 入札日時

平成24年7月30日(月)午前11時から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行うものは、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成24年7月30日(月)午前9時半までに和歌山県総務部総務管理局財政課に必着するように行わなければならない。

## 8 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合において、構成員のうち代表者又は代表者から受任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 11 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 12 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局財政課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局財政課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で7の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

#### 13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否  
否

15 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局財政課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

和歌山県総務部総務管理局財政課

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2161

ファクシミリ番号 073-422-8384

e-mail e0104001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

System design / development, System operation / maintenance, leasing of equipments

(2) Date and time for tender :

11:00 am 30 July 2012 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30am 30 July 2012)

(3) Contact point for the notice :

Finance Division, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama-shi, 640-8585 Japan

Tel 073-441-2161

Fax 073-422-8384

e-mail e0104001@pref.wakayama.lg.jp

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成24年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験実施職種

別表に掲げる全職種

2 試験科目

指導方法（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業能力開発関係法規）

3 試験日時及び場所

(1) 日時 平成24年10月14日（日）午前10時から

(2) 場所 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

〒649-6261

和歌山市小倉90番地

電話番号 073-477-1253

## 4 受験資格

(1) 職業訓練指導員試験(指導方法)の受験資格は、次のア及びイの条件を満たすこととする。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定に合格した者であること。

(イ) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第45条の2第2項及び第3項に規定する者であること。

イ 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験及び関連学科が免除される者であること。

(2) (1)の受験資格を有する者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

## 5 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 受験申請書 1通

イ 履歴書 1通

ウ 受験資格を証する書面(卒業証明書、実務経験証明書等)

エ 4(1)イに該当する者は免除資格等に該当することを証する書面の写し

オ 写真(申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cm大のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上受験申請書に貼り付けること。)

(2) 受験手数料

3,100円(和歌山県収入証紙を受験申請書に貼り付けるものとする。)

※ 受験申請書受付後は、受験手数料の返還は行わない。

(3) 書類の提出期間

平成24年8月27日(月)から同年9月7日(金)まで(郵送の場合は、平成24年9月7日までの消印のあるものは有効)

(4) 書類の提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課(以下「労働政策課」という。)

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

## 6 合格発表

平成24年11月9日(金)に合格者の受験番号を和歌山県報に登載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。

なお、電話での問い合わせには応じない。

## 7 その他

(1) 受験申請書用紙は、労働政策課、各振興局企画産業課、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山県立田辺産業技術専門学院、和歌山県職業能力開発協会にて交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封して申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、労働政策課(電話番号 073-441-2800)に問い合わせること。

別表 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

|           |            |               |
|-----------|------------|---------------|
| 建築物衛生管理科  | 洋服科        | 配管科           |
| 園芸科       | 縫製科        | 住宅設備機器科       |
| 造園科       | 和裁科        | さく井科          |
| 森林環境保全科   | 寝具科        | 土木科           |
| 鉄鋼科       | 帆布製品科      | 測量科           |
| 鋳造科       | 木型科        | 建築物設備管理科      |
| 鍛造科       | 木工科        | ボイラー科         |
| 熱処理科      | 工業包装科      | クレーン科         |
| 塑性加工科     | 紙器科        | 建設機械運転科       |
| 溶接科       | 製版・印刷科     | 港湾荷役科         |
| 構造物鉄工科    | 製本科        | 化学分析科         |
| 金属表面処理科   | プラスチック製品科  | 公害検査科         |
| 機械科       | レーザー加工科    | 木材工芸科         |
| 電子科       | ガラス科       | 竹工芸科          |
| 電気科       | ほうろう製品科    | 漆器科           |
| コンピュータ制御科 | 陶磁器科       | 貴金属・宝石科       |
| 発電電科      | 石材科        | 印章彫刻科         |
| 送配電科      | めん<br>麵科   | 塗装科           |
| 電気工事科     | パン・菓子科     | 広告美術科         |
| 自動車製造科    | 食肉科        | デザイン科         |
| 自動車整備科    | 水産物加工科     | 義肢装具科         |
| 自動車車体整備科  | 発酵科        | 電気通信科         |
| 航空機製造科    | 建築科        | 電話交換科         |
| 航空機整備科    | 枠組壁建築科     | 事務科           |
| 鉄道車両科     | とび科        | 貿易事務科         |
| 造船科       | 建設科        | 流通ビジネス科       |
| 時計科       | プレハブ建築科    | 写真科           |
| 光学ガラス科    | 屋根科        | 介護サービス科       |
| 光学機器科     | スレート科      | 理容科           |
| 計測機器科     | 建築板金科      | 美容科           |
| 理化学機器科    | 防水科        | ホテル・旅館・レストラン科 |
| 製材機械科     | サッシ・ガラス施工科 | 観光ビジネス科       |
| 内燃機関科     | 畳科         | 日本料理科         |
| 建設機械科     | インテリア科     | 中国料理科         |
| 農業機械科     | 床仕上げ科      | 西洋料理科         |
| 縫製機械科     | 表具科        | 臨床検査科         |
|           |            |               |

|       |         |          |
|-------|---------|----------|
| 織布科   | 左官・タイル科 | フラワー装飾科  |
| 織機調整科 | 築炉科     | メカトロニクス科 |
| 染色科   | ブロック建築科 | 情報処理科    |
| ニット科  | 熱絶縁科    | フォークリフト科 |
| 洋裁科   | 冷凍空調機器科 | 福祉工学科    |